産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年11月20日

経済産業省経済産業政策局産業創造課
生活維持物品役務需要減等対策室

標記について、令和８年９月８日から同年10月16日まで、下記のとおり広く国民の皆様からの御意見を募集しました結果、本件に関して９件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

１　意見募集の実施方法

（１）意見募集期間

令和８年９月８日～令和８年10月16日

（２）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口での配布

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

２　意見募集の結果

意見提出数　９件

３　寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

別紙

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「生活維持物品役務需要減等事業適応」等の認定に当たっては、反社会的勢力との関係だけでなく、外国政府、外国政府系企業その他の外国の主体による出資・買収・支配等が、我が国の生活維持に必要な物品・役務の安定供給、重要技術、重要設備及びサプライチェーン等に及ぼす影響についても確認・審査する仕組みを明確に設けるべきである。 本改正案では、事業適応計画の認定申請に際して、申請者が「暴力団員等」、「法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの」及び「暴力団員等がその事業活動を支配する者」のいずれにも該当しないことを証する書類の提出を求めている。反社会的勢力による事業支配を認定上のリスクとして明示し、その確認を求めること自体には合理性がある。 しかしながら、本制度が対象とする「生活維持物品役務需要減等事業適応」は、国民生活に必要な物品・役務の供給の持続性に関係する制度である。このような事業については、反社会的勢力による支配のみならず、外国政府、外国政府が直接又は間接に支配する企業、外国政府との関係が強い企業その他の外国の主体による出資・買収・支配等についても、供給安全保障及び経済安全保障の観点から検討する必要がある。 ここで問題としているのは、外国企業であること自体を理由として排除することではない。 問題は、外国政府等が直接又は間接に事業者を支配し、又は重要な議決権・経営権を取得した場合に、 ＊ 国内における生活維持物品・役務の安定供給が損なわれる可能性 ＊ 生産設備、重要インフラ又は供給能力が国外へ移転される可能性 ＊ 重要技術・ノウハウ・データ等が国外へ流出する可能性	生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定に当たっては、その内容が実施指針に照らし適切なものであること、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る生活維持物品役務需要減等事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による事業の効率化が当該生活維持物品役務需要減等事業計画に係る事業の属する事業分野における市場構造に照らして持続的なものと見込まれるものであることに適合すると認められるかを審査することとしています。審査に際しては、申請事業者の定款の写しや直近の事業報告の写し、決算書類や事業者の適格性等の必要な書類の提出を求めるとともに、都道府県知事及び市町村長が認定をしようとするときは主務大臣への意見聴取を行うことで生活維持物品役務の供給の確保という制度目的に照らして必要な事項を適切に確認してまいります。なお、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

	* 特定の外国政府等への依存度が高まる可能性 * 地政学的緊張その他の国際情勢によって供給が途絶する可能性 等を、認定時にどのように評価するかという点である。 特に、事業適応に関する政府の指針において地政学的リスクやサプライチェーンのレジリエンスが認識されているのであれば、これらのリスクを事業適応計画の認定制度と無関係として扱うことは適切ではない。 【外為法その他の既存制度との役割分担について】 これに対して、「外国資本による取得等については、外国為替及び外国貿易法（外為法）等の既存制度により審査されているため、本制度において別途考慮する必要はない」との説明も想定される。 しかし、外為法等による審査と、本制度における事業適応計画の認定審査とは、その目的及び判断対象が必ずしも同一ではない。 外為法等による審査によって一定の取引又は取得について問題がないとされた場合であっても、それによって直ちに、当該事業者を本制度の「生活維持物品役務需要減等事業適応」の対象として公的に認定することが、生活維持物品・役務の安定供給という本制度の目的に照らして適切であることまで当然に導かれるものではない。 したがって、仮に外為法その他の既存制度による審査をもって本改正案における外国資本等に関する確認の一部又は全部を代替するとの考え方であるならば、「外為法等による審査」と「本制度における認定審査」の目的、対象、判断基準及び役割分担を明示し、両制度がどのように連携するのかを規定上又は指針上明確にすべきである。 具体的には、 1. 外為法による事前届出・審査の対象となる場合と、本制度の認定審査との関係 2. 外為法上の審査対象とならない外国資本・外国政府等による出資・支配につい	

	て、本制度上どのように扱うのか 3. 外為法上問題なしとされた案件についても、本制度独自の「生活維持物品・役務の安定供給」の観点から追加的に審査することがあるのか 4. 本制度の認定後に外国資本による株式取得、買収、議決権比率の変更その他の支配構造の変更が生じた場合、外為法その他の制度との間でどのように情報を共有し、継続的に確認するのか 5. 外為法等の審査を所管する行政機関と、本制度の認定を行う主務大臣との間で、必要な情報共有及び連携がどのように行われるのか を明確にすべきである。 特に、「外為法で審査されるから問題ない」という整理を採るのであれば、外為法の審査対象外となるケースや、外為法上は許容されても生活維持物品・役務の安定供給という観点からは問題となり得るケースをどのように扱うのかを明らかにする必要がある。 そうでなければ、外為法と本制度との間に審査上の空白が生じる可能性がある。 以上から、本改正案については、少なくとも以下の対応を求める。 ＊ 申請者及び関係事業者の実質的所有者、議決権保有状況、外国政府・外国政府系 企業等との資本・支配関係を確認できる規定及び申請書類を設けること。 ＊ 外国資本等による支配・取得が、生活維持物品・役務の安定供給、重要技術、重要設備及びサプライチェーンに及ぼす影響を評価する基準を明確化すること。 ＊ 外為法その他の既存の経済安全保障関連制度と、本制度の認定審査との目的・対象・判断基準・役割分担を明確化すること。 ＊ 外為法等の既存制度による審査を受けた場合であっても、本制度の目的である「生活維持物品・役務の安定供給」の観点から必要な追加審査を行うことができることを明確化すること。 ＊ 認定後に資本構成又は支配関係が変更された場合についても、継続的に経済安全保障上の影響を確認できる仕組みを設	

	けること。 反社会的勢力による支配を認定上のリスクとして明示するのであれば、同じく事業者の支配構造に関わり、かつ国民生活に必要な物品・役務の供給に重大な影響を及ぼし得る外国政府等による支配についても、制度上の確認・審査の位置付けを明確にすることが必要である。 これは外国企業を一律に排除することを求めるものではなく、我が国の生活維持に不可欠な事業について、最終的な所有・支配関係と供給安全保障上のリスクを適切に把握し、公的支援・認定を行うための最低限の制度的整合性を求めるものである。	
2	本要件において「反社会的勢力との関係がないこと」が求められているのと同様に、国家安全保障および産業保護の観点から、「自国の法令により、自国政府や情報機関への直接もしくは間接的に、情報提供・協力義務（産業スパイ等）を科されている国籍保持者、およびその実質的支配下にある法人・団体」を認定および支援対象から明確に除外（欠格要件化）することを求めます。 併せて、申請時に代表者や主要株主に関する誓約書の提出と、最終的な実質的支配者の開示を義務付けてください。	本命令案では、事業者の適格性を確認するため、認定申請書に「暴力団員等に該当しないことを証する書類」の添付を求めることとしています。御提案の欠格要件の追加等安全保障上の懸念への対応については、他の関係法令に基づく措置との役割分担の中で適切に対応してまいります。
3	申請書に、事業場の所在地だけでなく、生活維持物品・役務の供給地域、利用が見込まれる住民及び代替サービスの状況を記載する欄を設けてください。 本制度は、地域住民に必要なサービスの維持を目的としています。事業場の所在地だけでは、どの地域・住民のサービス維持につながる計画なのか判断しにくいためです。	供給地域、利用が見込まれる住民、代替サービスの状況等については、事業の内容や地域の実情に応じ、「実施指針別表第１に掲げる業種毎に定める基準への適合性その他の事業適応の必要性」、「生活維持物品役務需要減等事業適応の具体的内容 」等の記載を通じて、確認することとしています。
4	「原則1月以内」の審査期間について、追加資料の提出や補正を求めた場合の期間の扱い、審査が長期化する場合の通知方法及び標準的な補正期間を明確にしてください。 行政庁は追加資料を求めることができますが、その場合の審査期間の算定方法が示されていません。事業者が設備投資や資金調達の日程を立てられるよう、手続	認定及び変更認定については、申請内容や追加資料の提出等に要する期間、活用する支援措置に係る協議等に要する期間が案件ごとに異なることから、補正等に要する期間を一律に定めることは予定しておりません。 他方、申請者の手続の予見可能性にも配慮し、追加資料の提出等が必要となる場合には、申請者と適切に連絡、調整を行

	の予見可能性を確保する必要があります。	いながら、可能な限り速やかに審査を進めることといたします。
5	実施状況の報告及び公表について、事業の進捗、財務目標の達成状況、サービスの提供地域・拠点・営業時間・便数等の変化を共通項目として示してください。 案では、事業者が毎年度報告し、行政庁が概要を公表するとされていますが、報告・公表項目が明確ではありません。公的支援の効果と住民サービスの維持状況を検証できる情報が必要です。	実施状況の報告においては、計画の実施状況や目標の達成状況等について必要な事項を確認することとしています。今回対象となる生活維持物品役務は業種が多様であること、またその供給地域等が異なることから、提供地域、拠点、営業時間、便数等を一律の報告・公表項目とするのではなく、個々の計画の内容に応じて必要な実施状況を確認することとしています。
6	主務大臣又は関係自治体に意見を聴く場合について、標準回答期間、追加照会の方法、期限内に回答がない場合の取扱い及び意見が一致しない場合の調整方法を明確にしてください。 あわせて、意見聴取に要した期間を申請者に通知する仕組みを設けてください。 認定は原則1月以内とされていますが、意見聴取に要する期間や遅延時の取扱いが示されていません。 特に複数の市町村や都道府県に関係する計画では、意見聴取が長期化し、設備投資、事業承継、資金調達等の日程に影響する可能性があります。認定主体ごとの運用差を防ぎ、手続の予見可能性を確保する必要があります。	意見聴取に要する期間や調整方法は、計画の内容、活用する支援措置の内容や意見聴取先等によって異なるため、一律に定めることは予定しておりません。申請者の手続の予見可能性にも配慮し、関係行政機関等と適切に連携の上、原則1月以内の認定に向けて、可能な限り速やかに手続を進めることとします。
7	認定計画及び実施状況について、公表する共通項目と、営業秘密、個人情報、価格交渉、資金調達及び事業承継に関する情報等を非公表とする基準を明確にしてください。 また、公表前に申請者が公表案を確認し、非公表を求めることができる手続を設けてください。 住民に対する透明性は必要ですが、案では「計画の内容」及び「実施状況の概要」を公表するとされるだけで、具体的な範囲が明確ではありません。 一方、公表範囲が広すぎれば、経営・財務・事業承継等の機微な情報が明らかになり、制度利用をためらう事業者が生じます。透明性と営業秘密等の保護を両立させる統一基準が必要です。	認定計画及びその実施状況については、制度の透明性を確保しつつ、営業秘密、個人情報その他公表することが適当でない情報については、その性質や内容を踏まえ、適切に取り扱うこととしています。公表の具体的な範囲について、ガイドライン等で明確化するべく努めてまいります。
8	・RESAS を申請者が使えるようにし、申請	生活維持物品役務需要減等事業適応計画

	時点での提出書類としてほしい。 ・認定要件の過小供給構造の評価にある、相当程度や相当数の定義を明確にしてほしい。 ・商工会議所など認定支援機関への周知や自治体・各関係機関との連携方法などは明確にしてほしい。また役割の違いなども明確に示してほしい。 ・判断基準や協議会の発足基準など各自治体の裁量に任せると近隣自治体との差が生まれ、あいまいな運用になりかねないので、全体的に定性的ではなく定量的な判断指標を設けてほしい。 ・運用開始までにどの機関が何をいつまでにどこまで準備する必要があるかを明確にしてほしい。 ・ヘルプデスク的な問い合わせ窓口を明確にしてほしい。 ・支援方針の策定はひな形を作成してほしい。	の認定要件や認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の役割等について、ガイドライン等で明確化するべく努めてまいります。
9	認定審査期間を「原則として1月以内」とする場合は、申請書類の補正や追加提出が必要な場合の取扱いを規則又は概要に明示してください。事業費上昇事業適応計画の認定では、生産性向上・需要開拓・財務健全性を示す書類の審査が必要であり、内容が複雑な場合は1月で審査が完了しない可能性があります。補正を求めた場合に審査期間がどのように扱われるか、又は標準処理期間の例外を示さないと、申請者の事業計画策定に支障が生じます。審査期間の起算点と補正時の取扱いを定めてください。	認定の審査期間は、基本的には１月以内としていますが、書類の補正が必要となる場合など、個別の事情によって当該期間は変動し得ることから、「原則として」としています。なお、審査期間の起算点は「その提出を受けた日」とし、法第２１条の２３の２第４項第２号から第４号までのいずれかの事項が記載された計画については、同条第８項の同意が得られた日としています。御意見を踏まえ、申請者の方にとって審査期間や補正時の取扱いが分かりやすくなるよう、運用・Q&Aの整備等に努めてまいります。

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を２件頂きました。

以上